

指導力向上支援事業補助金交付要領

(総則)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会は、本県選手層の拡大及び競技力の向上を図るため、公認指導者の養成講習及びスキルアップ研修等への参加に係る経費を補助するものとし、その交付に関しては、パラアスリート育成支援事業（以下「アスリート育成」という。）補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) パラリンピック等国際大会への帯同研修
- (2) 日本代表及び強豪チームが行う合宿等への帯同研修
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認初級・中級・上級障がい者スポーツ指導員及びスポーツコーチ、並びにスポーツトレーナー、スポーツドクター資格の取得に係る養成講習会への参加
ただし、初級障がい者スポーツ指導員資格の取得については、パラリンピック、デフリンピック競技種目に係る競技団体指導者に限る。
- (4) 各競技団体公認指導資格等の取得に係る講習会及び研修会への参加。ただし、初級障がい者スポーツ指導員資格を有する者に限る。
- (5) 日本代表又は日本代表選手・チームを育てたコーチ及び強豪チームの指導者など優秀指導者の招聘
- (6) その他、審査会が適当と認めた事業

2 前項第1号に規定する「パラリンピック等国際大会への帯同研修」は、岐阜県が実施する「パラスポーツ清流アスリート強化事業」において強化指定を受けた選手・団体の指導者であることを原則とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第4条 申請のあった事業に対する補助の可否及び補助率については、審査会で審議し、決定する。
(その他)

第5条 アスリート育成補助金交付要綱及びこの要領に定める以外の事項について疑義が生じた場合は、その都度協議する。

附 則

この要領は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
諸 謝 金	・優秀指導者（外部講師）謝金 ○1事業あたり30,000円を上限とする (ただし、年度において1事業1名まで)	実費分
旅費交通費	・交通費 ○国内で、且つ自家用車等で移動した場合 起算地（所属先又は自宅）から目的地まで 「距離×37円×往復分(端数切り捨て)」(※) ・移動距離が概ね片道60kmを超える場合、高速道路 利用料金の実費分を支給(※) ・タクシーでの移動は原則対象としない ○公共交通機関を利用した場合 航空賃、船賃、鉄道賃及び特急・急行料金、指定席料 金等、実費分を支給(※)	実費分
	・宿泊料 ○宿泊を伴う場合 1泊につき9,800円(税サ込)を上限とする (ただし、海外の場合はこの限りとしない)	
	・その他の消耗品 1品目あたり5万円以内で、且つ耐用年数が1年未満 のもの	
	・通信運搬費、傷害保険料、振込手数料	
負 担 金	・参加費、受講料及び資格取得に係る初回登録料	実費分

※ 別紙（留意事項）を確認すること。